

いわき市農業委員会第18回総会議事録

会長 草野庄一は、令和4年10月21日（金）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター1階大講義室に招集した。

1 出席者（計34名）

(1) 農業委員（22名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一		24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和		
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（12名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長	草野 浩平
主任主査兼農地調査係長	小川 仁一
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 学
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 事務主任	西山 諒
農政振興係 主査（書記）	浅川 実利

2 欠席者（計2名）

14 石井 英毅
17 箱崎 寿正

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第18回総会にご参集をいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻ですので、始めさせていただきます。</p> <p>初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 第18回総会議案書◇ 許可申請に係る意見及び決定理由書◇ 現地調査位置図 <p>【別添資料】総会議案説明書の訂正について</p> <p>【資料1】議案第5号「非農地の判断について」に係る現地調査位置図</p> <p>【資料2】令和5年農作業労働賃金標準額の策定に係る中間協議資料（3回目）</p> <p>【資料3】令和4年度農地利用意向調査の実施について</p> <p>【資料4】農業者年金加入状況・受給状況（令和4年10月1日現在）</p> <p>【資料5】令和4年度前期農業者年金加入推進活動計画・農業者年金加入推進対象者名簿（注：名簿については、「取扱注意」指定）</p> <p>【資料番号なし】パンフレット「農業者年金制度と加入促進（2022年度版）」</p> <p>【資料番号なし】本市における農作業労働賃金標準額の変遷（昭和48年、昭和63年～平成26年）</p> <p>【白いレジ袋で配付】農業者年金加入推進のためのグッズ（使い捨てカイロ）</p> <p>以上、12点です。</p> <p>なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書につきましても、ご用意願います。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を</p>

事務局
(遠藤次長) 朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。
それでは、議席番号15番の新妻信夫委員、お願いいたします。
皆様、ご起立のうえ、黙読ください。

15番
新妻(信)
委員 **【いわき市農業委員会憲章朗読】**

事務局
(遠藤次長) ありがとうございます。
ご着席願います。
本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、会長が招集しております。
それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上げます。

草野会長 改めまして、こんにちは。
いわき市農業委員会第18回総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様には、晴れ間を利用しながら農作業に励んでおられると思いますが、そういったお忙しい中にご出席いただき、本当にご苦勞様でございます。
9月中は晴れの日が続き、天候に悩むことなく農作業に臨むことができましたが、このところ雨が続けております。
この前も雨ということで、その合間を縫っての農作業、ご苦勞様です。
まずは、今朝の新聞を見て気づいた方も多いと思いますが、令和4年1月1日付け発行の「いわき市農業委員会だより第191号」。
これが、第39回農業委員会情報紙コンクールで最優秀賞を受賞しました。
しかも、県農業会議会長賞と知事賞のダブル受賞ということで、本当におめでとうございます。
蛭田編集委員長をはじめ、生田目副委員長、志賀さん、田子さん、岡村さん、菅野綾さん、新妻信夫さん。
以上、編集委員の方々の日頃の努力の賜物でございます。
私も、今回のコンクールでは「いい線を行くのではないか」と思っておりましたが、そのとおりになりました。
この第191号では、「人・農地プランを通じて、地域の未来を考えてみましょう」ということで、2ページ目の特集記事に私の集落を取り上げていただきました。

草野会長

各編集委員におかれても、自分の持ち場の中で、非常に頑張って情報を集めておられること、本当に感謝しております。

ただ、制度面で私も少々不満に感じているのは、「最優秀賞を取ったとしても、必ずしも全国コンクールに進める訳ではない」ということです。

これは前々からですが、3年以内に受賞経験があると、たとえ最優秀賞を取っても全国コンクールに進めない。

今日は、県農業会議の会長でもある鈴木理委員もいらっしゃいますが、これは福島県だけの仕組みなのかどうか、よく分かりませんが、最優秀賞はやはり全国コンクールに出展してほしいという願望は、今でも持っております。

先月の50周年記念式典でご講演いただいた、福島大学の岩崎由美子先生も開口一番、「いわき市の農業委員会だよりは、毎回素晴らしい」という話をしておられましたね。

岩崎先生とお話しした際、「うちの編集委員が非常に頑張っているから、今度のコンクールは最優秀賞を取るかもしれませんよ」と言ったのですが、そうなるって本当に良かったです。

ということで、全国コンクールには出展されないけど、だからといって手を抜く訳にはいきませんので、これからも1つ、さらなる紙面構成の充実を目指して頑張っていきたいと思います。

次に10月1日、市政発展への顕著な功績に対する「令和4年市政功労者表彰式」があり、我が農業委員会から長瀬紘推進委員と三戸進推進委員のお二人が、産業功労ということで表彰されました。

当日は欠席の方もおりましたが、お二人ともご出席されまして、表彰式に臨んでおられました。

誠におめでとうございます。

それと、現実的な話になりますが、これまでの米価の下落については、日頃の農作業の励みにも悪影響を及ぼすぐらいでしたが、令和4年産の新米価格が3年ぶりに上昇しました。

前年比5%アップの13,961円ということでもあります。

これは、需給のバランスが取れてないということで、飼料米への転換を進めた結果、生産量が大幅に減った一方で、コストが上昇したことなどが背景ということで、我々生産者としては、消費が伸びないということになると、米一辺倒ではなく、複合経営も検討しながら進めていくというのも、これからの生き残り合戦に必要なのかなと思います。

それから、商品価値の付加、自分独自の栽培方法の追求、そして安全・安心を消費者にいかに伝えるか、こういった努力がこれからの資産になると思っておりますので、今後も頑張って生産に励んで

草野会長 いきましょう。

本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請、非農地の判断に係る議案のほか、令和5年農作業労働賃金標準額の策定について、ご審議をいただきます。

委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願ひいたします。

事務局
(遠藤次長) ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

草野会長、よろしくお願ひいたします。

議長
(草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、議席番号14番、石井英毅委員、議席番号17番、箱崎寿正委員でございます。

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

ただいまより、いわき市農業委員会第18回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号13番、菅野綾委員、
議席番号15番、新妻信夫委員、
以上、2名にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

議長 (草野会長)	また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。
事務局 (遠藤次長)	【議案書 2 ページにより会務報告】
議長 (草野会長)	それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	特に、取下げ、追案等はありません。
議長 (草野会長)	それでは、議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 本日、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」において、議席番号19番、中根まり子委員が該当しております。 中根委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。 その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。 それでは、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 3 ページをお開き願います。 【議案第 1 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (鈴木(昌)主査)	説明に入ります前に、資料について訂正があります。 本日配付させていただきました、別添資料をご覧ください。 「(1) 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」、議案説明書 4 ページに番号17番の内容が追加となります。 これに伴い、農地の合計面積も変更となります。 併せて、議案説明書 7 ページの許可基準につきましても、番号17番が追加となりますことから、別添資料の 3 ページと 4 ページを確認くださるとともに、議案説明書の 4 ページを別添資料の 2 ページと差替え、同様に議案説明書の 7 ページを別添資料の 3 ページと差

事務局
(鈴木(昌)
主査)

替えるような形で確認いただきますようお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案説明書の2ページより説明をさせていただきます。
地図につきましては、別紙「現地調査位置図」を併せてご覧ください。

番号1番から8番につきましては、売買による所有権の移転であります。

また、番号6番及び7番につきましては、農地所有適格法人となります。

なお番号7番、県外の法人につきましては、徳島県を中心に営農型発電を全国展開しており、県内についても、喜多方市や伊達市、二本松市、福島市において農地の取得を予定しております。

栽培作物につきましては、ドクダミを中心に、榲・ミョウガ等を作付けし、ドリンクや焼酎、入浴剤等に加工し、インターネット販売や徳島県内などで販売を行う予定で、ゆくゆくは福島県内の業者をお願いしたいと考えているようです。

番号8番、県外に住民票がある譲受人につきましては、母の実家がいわき市内にあることから、現在1週間に一度、県外から親戚宅に通い、1日ではあるものの滞在をしながら農業をやっている状況で、今後市内に住所を移す予定となっております。

その他、権利の設定といたしまして、番号9番から13番につきましては賃借権の設定、番号14番から16番につきましては使用貸借権の設定、先ほど追加をさせていただきました、番号17番につきましては贈与による所有権の移転となります。

従いまして、今月の3条許可の面積につきましては、田：26,801㎡、畑：14,740㎡、合計：41,541㎡となります。

議案説明書の5ページにありますますが、許可要件の詳細となります。

また、今月申請となった許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしており、内容につきましては6ページ及び7ページの内容となります。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

21番
新妻(公)
委員

議席番号21番、新妻公二です。

議案第1号の3条許可でございますが、番号1番から13番まで行きて、13日に現地調査をしましたところ、特段問題はありませ

21番 新妻(公) 委員	<p>んでした。</p> <p>以上、報告です。</p>
議長 (草野会長)	<p>続いて、事務局お願いいたします。</p>
事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>議案第1号、番号14番から16番、番号17番の農地につきまして、事務局のみでの現地を確認しました。</p> <p>特に問題はなかったことを報告します。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
18番 鈴木(義) 委員	<p>18番、鈴木です。</p> <p>番号9番について、お伺いします。</p> <p>新規就農者とのことで、6反歩弱（注：1反歩=10アール）の畑ですが、この6反歩弱を新規就農の方、しかも年齢が70歳で果たしてできるのかなという疑問があります。</p> <p>そこで、持っている農機具、新規に何を作付けするのか、もう2名の稼働力人は誰なのかを教えてください。</p>
事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>この譲受人の方ですが、現在、市の卸売市場に出店している「花き仲卸花かず」という花きの仲卸業者ということで、実際に借りる畑では、生け花用や鉢植え・地植え用の花きや立木を栽培することです。</p> <p>基本的には、トラクターで耕した後に植樹し、後は草刈機等で周辺の草を刈り、花木が伸びましたら、それを切って出荷する形になります。</p> <p>なお、農業の従事者は、ご本人さんと奥さん、息子さんです。</p> <p>実際に、ご本人さんの会社で働いているということで、3人とのことです。</p> <p>説明は以上です。</p>

【※次ページへ続く】

18番 鈴木(義) 委員	農業機械は、トラクターと草刈機ということですね。 トラクターは何馬力か、分かりますか。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	申し訳ございません。 トラクターの馬力までは、把握しておりません。
18番 鈴木(義) 委員	分かりました。
20番 坂本委員	議席番号20番、坂本です。 今と同じような質問ですが、2番と10番の方、新規就農とありますが、年齢が80歳となっております。 これは間違いないでしょうか。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	今、坂本委員からご質問いただいた件ですが、実際に80歳ということではありますが、農業歴は50年以上ありまして、今回は3条の申請を行うに当たり、5反歩以下の農地だったため、あくまでそういった意味での「新規」という扱いになります。 農業に従事される方ですが、ご本人及び奥さん、息子さんということで、こちらについても3人いらっしゃるということです。
議長 (草野会長)	坂本委員、今の説明でよろしいですか。
20番 坂本委員	はい、大丈夫です。
議長 (草野会長)	私から質問ですが、番号9番の畑、1筆でこれだけの面積があるということですか。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	はい、そのとおりです。 1筆で5反歩以上の面積があるということです。
12番 生田目委員	議席番号12番、生田目祥明です。 同じような質問になりますが、番号1番の双葉町に住民票がある

12番 生田目委員	<p>方、渡辺町の田んぼを売買で取得するとなっております。</p> <p>下にいわき市内での居所が書いてありますが、団地にお住まいで農業機械等をお持ちなのかどうか、お聞きします。</p> <p>もう1つ、この方は市内で営農されていらっしゃるのでしょうか。</p>
事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>この方ですが、先月も申請があった方です。</p> <p>その際、農機具の保管場所として、錦町地内にあるハウスの中に農機具を置いているとのことで、私の方でも現場を確認しております。</p> <p>ただ、もみ摺り機械等については、ハウスの中に入らないため、市内の方をお願いするなどして対応しているのではないかと思います。</p> <p>その点については、私も確認できておりませんでした。</p> <p>申し訳ございません。</p>
20番 坂本委員	<p>同じく番号1番の方ですが、だいぶ前にも売買の許可申請が上がっていますね。</p> <p>先月も錦町の申請があつて、今月は渡辺町とのことで、農地が随分と飛び地になっていますが、きちんと営農されるのか心配です。</p> <p>以上です。</p>
事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>そちらについても、申請人に対して、「間違いなく営農できるのか」という確認はしております、「できます」ということで伺っております。</p>
議長 (草野会長)	<p>よろしいですか。</p>
20番 坂本委員	<p>はい。</p>
議長 (草野会長)	<p>この案件は、いわき市農業委員会に直接申請があつたのか、それとも市生産振興課の担い手支援係経由で申請があつたのか、その辺りはどうですか。</p>
事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>この方は、行政書士を通じて農業委員会に申請がありました。</p> <p>直接ということではありませんが、行政書士を通じてということで、農業委員会で対応させていただいております。</p>

議長
(草野会長) 生産振興課の担い手支援係には、話してないという案件ですね。

事務局
(鈴木(昌)
主査) はい。

議長
(草野会長) 分かりました。
その他質問がなければ、お諮りします。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号19番、中根まり子委員が該当しております。
中根委員は、一時退出を願います。

【19番・中根委員一時退席】

議長
(草野会長) それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の4ページをお開き願います。
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査) それでは、議案説明書の8ページをお開き願います。
議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。
説明に入ります前に、資料の訂正がございます。
先ほども使用しました、本日配付しております別添資料をご覧くださいと思います。
1ページの中段の部分に、訂正内容が3点ございます。
まず1点目ですが、議案説明書の9ページ、番号1番の案件につきまして、地目及び面積が訂正となります。

事務局
(福田主査)

こちらは別添資料の5ページになりますが、訂正後の資料を添付しております。

訂正前につきましては、地目が畑、面積が76㎡といった記載になっておりますが、正しくは、地目が田及び畑、面積が田：21㎡、畑：55㎡になります。

後ほど差替えをお願いいたします。

次に2点目になりますが、議案説明書の10ページ、番号9番までとなっておりますが、別添資料の6ページに差替え版を添付しております、番号10番の案件が追加となります。

また3点目ですが、前2点の訂正によりまして、農地の合計面積が訂正となります。

正しいものとしましては、同じく別添資料6ページの下部になりますが、田の面積が7,906.14㎡、畑の面積が3,018.635㎡、合計が10,924.775㎡となります。

差替え及び訂正、よろしくをお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

では改めまして、議案説明書の9ページからご説明させていただきます。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださいますようお願いいたします。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、平下片寄、田及び畑、76㎡、分家住宅敷地、使用貸借権の設定。

2番、平藤間、畑、348㎡、分家住宅敷地、所有権の移転。

3番、四倉町大森、畑、1,497㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

4番、遠野町上遠野、畑、665㎡、太陽光発電設備敷地、賃借権の設定。

なお、番号4番、本案件につきましては、必要な許可を経ず、既に設備を設置しております追認の案件となります。

5番、小川町柴原、田、605㎡、駐車場及び資材置き場。

6番、小川町上小川、田、1,010㎡、太陽光発電設備、賃借権の設定。

7番、勿来町窪田の一部、田、1,970.14㎡、送電用鉄塔建設に伴う工事用地としての一時転用、賃借権の設定。

8番、小川町西小川、畑、447㎡、資材置場敷地としての一時転用、賃借権の設定。

9番、川前町下桶売、田、4,300㎡、仮設事務所及び資材置き場と

事務局
(福田主査)

しての一時転用、賃借権の設定。

本案件につきましては、転用面積が3,000㎡を超えるものとなりますので、県農業会議常設審議会の意見聴取案件となります。

10番、四倉町戸田の一部、畑、6.635㎡、営農型太陽光発電設備としての一時的転用、賃借権の設定。

なお、こちらにつきましては、過去に許可済みのものの一時的転用期間満了に伴う更新の申請になりまして、通常、既設営農型太陽光発電設備につきましては、事務局のみで現地調査を行っておりますが、今回、農地パトロール強化月間における現地調査の際、当日出席委員の方々に現地をご確認いただいております。

番号4番について、補足説明をいたします。

申請地について、長年不耕作だったことにより原野化しており、譲受人・譲渡人ともに非農地であると誤認し、農地転用許可が必要であるとの認識がないまま、太陽光発電設備の設置に至ったものです。

譲受人が、太陽光発電設備設置完了の手続きを行う中で、申請地が農地であることが判明しまして、事務局に相談があり、我々事務局の指導に従い、速やかに転用許可申請を行ったものとなります。

本案件は、申請地を非農地であると誤認し、必要な手続きを行わなかったものであり、悪意により故意に違反したものではありませんこと、事務局の指導に従って速やかに申請を行ったこと、提出されました顛末書において、今後は登記簿等により土地の登記地目を確認し、必要に応じて農業委員会へ相談するといった再発防止策を定めていること、申請地周辺に農地がなく、周辺農地の営農に影響がないといったことから、原状回復を行わず、追認により許可することもやむを得ないと考えております。

以上10件、面積は、田：7906.14㎡、畑：3,018.635㎡、合計：10,924.775㎡となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

22番
大竹(公)
委員

議席番号22番の大竹公治です。

それでは、先に番号4番の事案について申し上げます。

ただいま事務局から説明がありましたが、再度説明します。

当該事案は、必要な手続きを経ずに、農業以外に使用されている

22番
大竹(公)
委員

ことから、現地を確認したところ、既に太陽光発電設備敷地として使用されておりました。

当該事案は、申請者が、農地転用が不要であると誤認して、必要な手続きを行わずに施工してしまったとのことですが、当委員会の指導に従い、速やかに転用申請を提出したこと、また当該事案について、顛末書を提出しており、再発防止策を策定していること、さらには、当該転用計画による周辺農地への影響はないと判断できることから、当該転用申請について、許可することもやむを得ないと考えます。

それ以外の番号1番から番号3番、番号5番から番号6番について現地を調査した結果、特段問題はございませんでした。

報告は以上です。

10番
岡村委員

議席番号10番、岡村泰典です。

番号10番について、既設の営農型太陽光発電設備の更新であり、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局お願いいたします。

事務局
(福田主査)

番号7番から番号9番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
それでは、中根委員、入室願います。

【19番・中根委員着席】

議長
(草野会長) 次に、議案第3号、「現況確認証明願いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の5ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木(昌)
主査) 議案第3号、「現況確認証明願い」になります。
それでは、議案説明書の12ページより説明をさせていただきます。
地図につきましては、別紙「現地調査位置図」を併せてご覧ください。

申請者の住所につきましては、平です。
申請土地につきましては、平南白土、登記地目は田、面積は208㎡となります。
非農地化した経過としましては、資料にも記載がありますとおり、十数年前から周辺農地を含め、耕作をする人がいなくなった結果、原野・山林化が進み、現在に至ったものです。
事務局からの説明は以上です。

議長
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

23番
木幡委員 議席番号23番、木幡仁一でございます。
現況確認証明願いの事案につきまして、現地を調査いたしました
が、申請内容のとおり、現地は非農地化の状況でした。
報告は以上です。

議長
(草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第3号、「現況確認証明願いについて」は、
原案のとおり可決いたします。
次に、議案第4号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画
(案)に対する意見の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の6ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(西山主任) それでは、議案説明書の13ページをお開き願います。
「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」、ご説明させていただきます。
初めに、資料の訂正がございます。
議案説明書の14ページをお開き願います。
併せて、別添資料「議案説明書に提出の訂正について」の2ページをお開き願います。
別添資料2ページの(3)にありますとおり、貸し手の名前について、「公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 芳美 茂」の字が「美」という漢字になっておりますが、正しくは「見」という漢字ですので、訂正をお願いいたします。
また、議案説明書の14ページを見ていただきまして、こちらは別添資料には記載がありませんが、借り手の住所の「いわき市」の下に、「平」という漢字が抜けていましたので、訂正をお願いいたします。
なお、同様の訂正が、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でもございますので、併せてこの場にて訂正させていただきます。
引き続き別添資料の2ページ、議案説明書の31ページをお開き願います。
別添資料2ページの(4)に記載がありますとおり、報告第4号の賃借人について、「(公財)福島県農業振興公社 理事長 芳見」と途切れてしまっておりますが、「茂」の漢字を追記願います。
以上3点、お詫びのうえ訂正させていただきます。

事務局
(西山主任)

申し訳ございませんでした。
それでは、説明に戻らせていただきます。
議案説明書14ページをお開き願います。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画案について意見を求められたため、お諮りするものです。
番号1番、借り手、住所は平下神谷、貸し手、住所・氏名は、福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社・理事長芳見茂。
土地の所在は平下神谷、現況地目は田、面積は田：1,890㎡です。
ほか2件、詳細については、議案説明書に記載のとおりです。
なお、こちらの農用地利用配分計画案につきましては、既に農地中間管理事業によって、基盤整備を目的に貸し借りが行われたものですが、その後、地元の話し合いにより、受け手の訂正が必要になったことから、改めて借受者を設定したため、作成されたものです。
また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。
農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項及び福島県農業振興公社の農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。
説明は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第4号について、説明がありました。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第4号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第5号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求

議長 (草野会長)	めます。
事務局 (小川係長)	議案書の7ページをお開き願います。 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (金成主査)	本日お配りしている資料1をお開き願います。 「非農地の判断について」、ご説明いたします。 なお、先般お配りしている議案説明書ですが、番号4番、6番の地権者から、非農地の判断について「確認書」の提出がありませんでしたので、同意をいただいた資料1の5件分について、説明させていただきます。 番号1番から3番、5番及び7番については、登記地目が田及び畑であるものの、長年耕作されておらず、既に原野・山林の様相を呈しております。 今般、農地法第30条に基づく農地利用状況調査において、非農地であると判定されたため、農地法第2条第1項の農地には該当しないものとの判断を求めるものでございます。 なお、当該農地に関しては、9月30日に実施した農地パトロール強化月間の現地調査において、勿来地区の農業委員、農地利用最適化推進委員に現地を確認いただいております。 10月分は、登記地目が田：5筆、2,522㎡、畑：4筆、3,105㎡、合計：9筆、5,627㎡です。 以上でございます。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第5号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
20番 坂本委員	議席番号20番、坂本和徳です。 番号1番から3番、5番及び7番については、既に原野・山林の様相を呈している状態であります。 非農地化することに関しては、特段問題ありません。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第5号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。
続いて、報告に移ります。
報告第1号から報告第6号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書8ページをお開き願います。
【報告第1号を朗読、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】
議案説明書の18ページから23ページをお開き願います。
今月の報告件数は20件、権利の取得事由は全て相続です。
権利の取得面積は、田：78,093㎡、畑：42,281.42㎡、合計：120,374.42㎡です。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
続きまして、議案書9ページをお開き願います。

事務局
(府川係長) 【報告第2号を朗読、報告事項（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について）を説明】
議案説明書の24ページから25ページをお開き願います。
今月の報告件数は1件、転用面積は田：768㎡、畑：0㎡、合計：768㎡です。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
続きまして、議案書10ページをお開き願います。

事務局
(府川係長) 【報告第3号を朗読、報告事項（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】
議案説明書の26ページから29ページをお開き願います。
今月の報告件数は29件、転用面積は田：2,484㎡、畑：2,177㎡、合計：4,661㎡です。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
続きまして、議案書11ページをお開き願います。

事務局
(府川係長)

【報告第4号を朗読、報告事項（農地法第18条第6項の規定による合意解約について）を説明】
議案説明書の30ページから31ページをお開き願います。
今月の合意解約件数は3件、面積は田：15,094㎡、畑：0㎡、合計：15,094㎡です。
以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。
次の報告については、農政振興係長から説明いたします。

事務局
(草野係長)

議案書12ページをお開き願います。
【報告第5号を朗読、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】
議案説明書の33ページをお開き願います。
今月の報告件数は2件となっております。
どちらも相続税の納税猶予に係る証明となっております。
なお、議案説明書の合計欄について、件数が1件となっておりますが、2件に訂正願います。
証明面積は、田：9,172㎡、畑：8,416㎡、合計：17,588㎡です。
2番の案件について補足説明いたしますと、備考欄に旧住所と旧氏名の記載がございますが、確認しましたところ、住所が下好間から上好間に変更になり、お名前の漢字も変えられたとのことで、同一人物でございます。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。

事務局
(鈴木(昌)
主査

議案書13ページをお開き願います。
【報告第6号を朗読、報告事項（農地等の競落について）を説明】
議案説明書の35ページをご覧ください。
本年8月22日に開催された16回総会において、買受適格証明の交付を許可された者から、売却調書の提出がありました。
つきましては、令和4年10月4日付けで、農地法第3条第1項の規定により許可書を交付したので、報告します。
事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

議長
(草野会長)

ここで、協議事項に入る前に、休憩といたします。
ただいま、2時40分です。
10分間休憩とし、再開は2時50分からといたしますので、よろしくお願いたします。

【10分間休憩】

議長
(草野会長)

全員お揃いですので、議事を再開します。

次に、協議事項に移ります。

「令和5年農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(浅川)

それでは私から、本日お配りした資料2、「令和5年農作業労働賃金標準額の策定に係る中間協議資料（3回目）」に基づいて、説明させていただきます。

それと、資料番号は付番しておりませんが、「昭和48年、昭和63年から平成26年までの雇用労働作業と請負労働作業の標準額の変遷について」、こちらの資料は、協議の中で適宜参考にしてください。

初めに、1ページ目の1番、「当農業委員会の農作業労働賃金標準額の策定における基本方針」です。

こちらは、今までの資料の中で、「協議の視点」としていた項目を改めてまとめたものです。

(1)として、「検討に当たっては、農作業を頼む側（＝委託者）、農作業を頼まれる側（＝受託者）の双方の視点に立つ」こと。

(2)として、「新たに作業項目を設定する場合は、それが本市において一般的に行われている農作業（又は使用されている機材）であるか否か、また本市の地域特性や特殊事情等を十分考慮したうえで決定する」こと。

(3)として、「次に掲げる項目は、原則として標準額を設定しない」ということで、アとして、「直接的な農作業ではないもの」、イとして、「他の法令との兼ね合いから、標準額を設定することが適当でないもの」、ウとして、「当農業委員会が行う農地利用の最適化に係る活動（＝最適化活動）に資しないと認められるもの」。

こちらについては、「原則として標準額を設定しない」こと。

(4)として、「作業項目を削除する場合は、受委託の対象となる一般的な農作業として見られなくなったかどうか、また削除することで将来支障が生じることはないか、十分に考慮したうえで決定する」こと。

以上の項目を、基本方針として挙げました。

次に2番、「前回協議の振り返り（今回に持ち越したものを含む）」です。

(1)として、新たに作業項目を設定するものということで、「ドローンによる防除」、こちらを10アール当たり1,500円（税抜・薬剤費別）で標準額を設定する方向としました。

事務局
(浅川)

金額については、本日の協議で改めて決定していただければと思います。

(2)として、標準額を設定しないこととしたものということで、「もみ殻処分料」、「耕作放棄地対策としての管理費」、「機械がスタックした場合の引き上げ料金」の3項目について、設定しないとした理由を改めて記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

ここからが今日の本題、2ページ目の(3)として、今回改めて協議することとしたもの、前回から持ち越したものになります。

まずは「溝切り」です。

希望額としてアンケートに書かれていたのが、1時間当たり3,000円でした。

令和4年における県内他市の状況ですが、35市町村のうち、本宮市、郡山市、須賀川市、喜多方市、西会津町、湯川村、会津美里町、相馬市の8町村が溝切りの標準額を設定しております。

協議のポイントとしましては、本市において一般的な農作業、受委託の対象としての標準額の新規策定が必要かどうか、新規設定する場合は、標準額の設定金額はどうするかになります。

次は、「圃場が遠い場合の機械の搬送代」です。

こちらは、アンケートに希望額の記載はありませんでしたが、県内他市町村の状況について、申し上げます。

金山町が「機械運搬料」として、基本料金10,000円プラス1キロメートル当たり600円の標準額設定を行っております。

また、会津美里町は、具体的な金額は提示しておりませんが、標準額表の欄外表記において、作業機械の運搬に係る経費を「当事者間で協議してください」と記載しております。

ただ、機械の搬送代については、昨年度の協議において、「直接的な農作業でないこと及び道路運送法との兼ね合いから、標準額として設定することは適当ではない」と整理をしているところです。

協議のポイントは、昨年度の協議における整理内容を踏襲することの是非と、前回の協議で話がありましたが、例えば「出張費」などの名目で標準額を設定することはどうなのかという点になります。

以上が、前回協議の振り返りです。

続きまして、資料の3ページ目になります。

3ページ目からは、「現在の標準額に対する意見の確認及び標準額を利用した際の問題点や意見の検証等」になりますが、説明に入る前に、資料の11ページ目をお開きください。

(4)の「燃料費の高騰に関する部分について」、先にこちらを説明します。

事務局
(浅川)

昨今の燃料費の高騰について、寄せられた意見をご紹介させていただきます。

「燃料費の高騰を考慮し、特に籾の乾燥について見直してほしい」、「燃料費等の高騰の経費負担により、受託者の経営に支障をきたすことになるので、標準額の設定にもっと注意を払うべき」、「燃料費の高騰による負担が大きいため、標準額を一律10%上げてほしい」、「最近の燃料費の高騰を踏まえ、年度途中で標準額改定を検討してほしい」といった意見が複数寄せられました。

他市町村の状況ですが、一部の市町村では、欄外に「燃料費の高騰など、著しい経費の変動があった場合は、当事者間で十分に協議して決定してください」といった表記をしているところがあります。

例えば本宮市、三春町、小野町、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、北塩原村、湯川村などです。

こちらについては、寄せられた要望や意見を受けて、標準額をどうするか、または欄外表記をどうするか、その辺りを念頭にこれからの説明をお聴き願います。

それでは、3ページ目にお戻りください。

(1)の請負労働作業から説明いたします。

育苗は、現在の標準額が730円です。

横に付いている黒い星印は、前回改定した項目であることを示しております。

育苗について、回答総数73件のうち、現在の標準額が「適当」という意見が54件、「高い」という意見が5件、「安い」という意見が14件でした。

割合で見ますと、「適当」という意見が74%、「安い」という意見が19.2%、「高い」という意見が6.8%です。

その中で、「安い」と回答した方の希望額が750円から1,000円であり、市場価格(=実際の取引価格)が最高で840円ということで、標準額より高くなっております。

一方で、「高い」と回答した方の希望額は、600円から700円です。

次に、水田耕起(ロータリー耕)、現在の標準額が5,800円です。回答総数76件、「適当」が62件、「高い」が2件、「安い」が12件。割合は「適当」が81.6%、「安い」が15.8%、「高い」が2.6%。

「安い」と回答した方の希望額が6,000円から10,000円。

市場価格が最高額で6,300円となっております。

一方で、「高い」と回答した方の希望額は、5,000円です。

次に、水田耕起(プラウ耕)、現在の標準額が7,000円です。

事務局
(浅川)

「適当」が54件、「高い」が0件、「安い」が4件で、割合は「適当」が93.1%、「安い」が6.9%。

市場価格は、標準額と同額となっております。

なお、「安い」と回答した方の希望額が7,200円から8,000円です。

次に、畔ぬり、現在の標準額が55円です。

「適当」が71件、「高い」が3件、「安い」が7件。

割合は「適当」が86.6%、「安い」が8.5%。

「安い」と回答した方の希望額が60円～75円、市場価格の最高額が60円です。

次に、4ページ目をお開きください。

ブロードキャスターによる施肥、現在の標準額が500円です。

「適当」が63件、「高い」が0件、「安い」が4件。

市場価格は、標準額と同額となっております。

割合は「適当」が94%、「安い」が6%。

次に、代かき、現在の標準額が6,700円です。

「適当」が58件、「高い」が0件、「安い」が17件。

割合は「適当」が77.3%、「安い」が22.7%。

「安い」と回答した方の希望額が6,900円から12,000円。

市場価格の最高額が8,000円となっております。

次に、田植、現在の標準額が6,500円です。

「適当」が69件、「高い」が0件、「安い」が10件。

割合は「適当」が87.3%、「安い」が12.7%です。

田植については、個別に意見が寄せられておりました。側条施肥を行った場合、現行だと500円増しとしておりましたが、これを「1,000円増しとしてほしい」という意見がありました。

県内他市町村の状況ですが、対応が分かれておりました。側条施肥を「税抜で500円増し」としているのが3市町村、「1,000円増し」としているのが計12市町村あります。

その他、「10%増し」、「当事者間調整」、「プラス818円」など、何らかの対応をしているところが計7市町です。

協議のポイントとして、寄せられた要望や意見を受けて、標準額を変更するかどうかという点になります。

次に、5ページ目の防除、現在の標準額が900円です。

「適当」が48件、「高い」が0件、「安い」が14件。

事務局
(浅川)

割合は「適当」が77.4%、「安い」が22.6%となっておりますが、「安い」と回答した中に、「ドローンで防除を行った場合、標準額の900円では安い」との意見が相当数含まれております。

こちらについては、前回の協議で、「ドローンによる防除を新規に作業項目として設定する」という方向になりました。

次に、あぜ草刈、現在の標準額が3,000円です。

「適当」が58件、「高い」が0件、「安い」が6件。
割合は「適当」が90.6%、「安い」が9.4%です。

次に、バインダー、現在の標準額が7,500円です。

「適当」が45件、「高い」が1件、「安い」が2件。

続きまして、脱穀、現在の標準額が7,500円です。

「適当」が46件、「高い」が0件、「安い」が2件。

なお、バインダーと脱穀については、「作業項目を削除してはどうか」という共通の意見が寄せられております。

県内他市町村の状況ですが、バインダーについて、35市町村のうち、作業項目を設定しているのが16市町村です。

脱穀（ハーベスター）につきましては、作業項目を設定しているのが14市町村です。

どちらも、半数に満たない状況です。

協議のポイントとして、今回寄せられた要望や意見を受けて、作業項目を削除するかどうかという点です。

こちらについては、バインダーによる稲刈やハーベスターによる脱穀が、実際に受委託の対象となる農作業となっているのかどうかです。

加えて、仮に作業項目を削除した場合に、将来的に支障が生じないかどうかです。

次に6ページ目、コンバインです。

コンバインは刈り取り、乾燥、運搬の3つの小項目から構成されており、それぞれの小項目で、「安い」と回答した方の希望額が標準額より高くなっております。

ただ、乾燥及び運搬以外では、市場価格が標準額より高いケースが見られます。

コンバインについては、個別に意見がいくつか寄せられておりますので、ご紹介します。

まず、作業料金の設定について、「収益によって変わるべきではな

事務局
(浅川)

いか)、いわゆる出来高制にすべきではないかという意見。

次に、「倒伏田の刈り取りについて、数字による指針がほしい」という意見。

もう1つは、先ほども申し上げましたが、燃料費の高騰に関して、「特に、粃の乾燥について見直してほしい」という意見。

それと、「運搬費について、距離に応じて設定すべきではないか」という意見がありました。

コンバインの標準額について、他市町村の状況ですが、35市町村のうち、出来高制を採用している市町村はありませんでしたので、ご報告します。

同じく運搬費についても、距離に応じて設定している市町村はありませんでした。

なお、倒伏については、会津若松市、磐梯町、北塩原村などが数字による指針を示しております。

例えば会津若松市については、「倒伏程度や圃場条件ごとに作業時間の調査を行い、割増率を設定しています」ということで、きちんと調査を行って、割増率を設定している旨欄外表記されております。

協議のポイントとして、寄せられた要望や意見を受けて、標準額を変更するかどうかという点です。

次に、7ページ目、もみ摺、現在の標準額が350円です。

「適当」が71件、「高い」が3件、「安い」が4件。

割合は「適当」とする意見が91%です。

次に、もみ摺と色彩選別機の同時作業、現在の標準額が450円です。

「適当」が49件、「高い」が3件、「安い」が6件。

「安い」と回答した方の希望額が500円から650円。

市場価格の最高額が500円で、標準額より高くなっております。

次に、色彩選別機の単独作業、現在の標準額が300円です。

「適当」が50件、「高い」が2件、「安い」が2件。

割合は「適当」が92.6%と、90%を超えております。

次に、くず米、現在の標準額が100円です。

「適当」が55件、「高い」が0件、「安い」が7件。

割合は「適当」が88.7%、「安い」が11.3%。

次に、畑作業の耕起、現在の標準額が5,600円です。

「適当」が47件、「高い」が1件、「安い」が7件。

事務局
(浅川)

「安い」と回答した方の希望額が5,800円から7,000円。
市場価格の最高額が5,800円で、標準額より高くなっております。
一方で、「高い」と回答した方の希望額は4,000円です。

資料の8ページ目、次に、果樹園作業のスピードスプレーヤによる薬剤散布、現在の標準額が2,500円です。

「適当」が43件、「高い」が0件、「安い」が5件。
割合は「適当」が89.6%、「安い」が10.4%。

次に、トラクターモアによる草刈、現在の標準額が7,000円です。

「適当」が45件、「高い」が2件、「安い」が4件。
市場価格は標準額と同額ですが、「安い」と回答した方の希望額が7,500円から9,000円と、標準額より高くなっております。
以上、ここまでが請負労働作業の標準額に対する意見です。

8ページ目の中段、雇用労働作業に入る前に、福島県の最低賃金について、先にご説明いたします。

資料の11ページ目をお開きください。

(5)の福島県最低賃金、こちらは令和4年10月6日効力発生のものであります。

福島労働局より、最低賃金額の時間額について、828円から858円への改定、30円増とすることが示されました。

この新しい最低賃金に基づき、1人1日当たり8時間雇用労働した場合の賃金を計算した場合、 $858円 \times 8時間 = 6,864円$ となります。

現在の雇用労働作業の標準額で、この額を下回るものが1件あります。

畑作業、現在の標準額が6,700円ですので、新しい最低賃金を下回ることから、増額改定が必要になります。

それでは、8ページにお戻りください。

雇用労働作業の水田作業（手作業）から説明していきます。

水田作業の手作業、現在の標準額が7,000円です。

「適当」が32件、「高い」が1件、「安い」が6件。

「安い」と回答した方の希望額が7,200円から9,000円。

市場価格の最高額が9,000円と、標準額より高くなっております。
割合は「適当」が82.1%、「安い」が15.4%、「高い」が2.6%です。

水田作業の機械作業、こちらは現在、「機械持参」となっております。

事務局
(浅川)

現在の標準額が10,000円です。

「適当」が34件、「高い」が0件、「安い」が1件。

割合は「適当」が97.1%、「安い」が2.9%。

こちらにつきましては、意見が寄せられておりました、「手作業と機械作業を分けている意味は何か、そもそも水田作業と山林作業の“手作業”と何か」というものです。

他の自治体の状況を調べましたところ、他の市町村においては、雇用労働作業に該当する項目について、「一般農作業」という名目でまとめているところが大半でして、本市と同じく「手作業」と「機械作業」の区分を設けているのは檜葉町のみでした。

なお、「オペレーター」又は「機械オペレーター」という名目で、郡山市、須賀川市、浅川町、猪苗代町、富岡町が作業項目を設定しておりますが、いずれの市町村も「機械持参」といった制限を設けているところはありませんでした。

このことから、作業項目の区分を見直しすることの是非についても、今回の協議のポイントになると思われまます。

9ページ目の畑作業については、先ほども申し上げましたが、新しい最低賃金を下回っており、増額改定が必要になりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、果樹園作業の整枝剪定、現在の標準額が10,000円です。

回答総数31件のうち、「適当」が30件、「安い」が1件でした。

次に、果樹園作業の果樹一般作業、現在の標準額が7,000円です。

「適当」が28件、「高い」が1件、「安い」が3件でした。

次に10ページ目、山林作業の手作業、現在の標準額が9,000円です。

「適当」が31件、「高い」が0件、「安い」が3件。

割合は、「適当」が91.2%、「安い」が8.8%でした。

雇用労働作業の最後、山林作業の機械作業、こちらも現在、「機械持参」となっております。

現在の標準額が12,000円です。

「適当」が31件、「高い」が0件、「安い」が2件。

割合は「適当」が94%、「安い」が6%でした。

結びに、10ページ目の(3)、「標準額の全般的な表記について」ということで、寄せられた意見をご紹介します。

事務局
(浅川)

「標準額の表記を“〇〇円～”というものにしてほしい」という意見がございました。

こちらについても、県内他市町村の状況を確認しましたところ、川俣町の「畔塗り」と、喜多方市の「一般作業」の2つを除き、全ての市町村が「〇〇円」という表記を採用しております。

事務局からの補足ですが、昨年度もこういった要望が寄せられましたが、協議において、「標準額は最低金額ではない」という意見が出されまして、金額の表記は「〇〇円」とし、「〇〇円～」という表記は採用しないという整理をしております。

協議のポイントとして、昨年度の協議における整理内容を踏襲することの是非になります。

私からの説明は、以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局の浅川主査から説明がありました。

まず農作業労働賃金の基本ですが、あくまでも「標準額」であるという点です。

受託側と委託側は、意見が相反する立場にいる。

毎年配付している標準額表にも、太字で「当事者間で委託料を協議するための目安のひとつ」と書いてあります。

極端なことを言えば、こういったものがなくても、事業の1つとして、そうした仕事や商売をしていれば、自分が価格を設定してもいいのです。

その結果、「その価格では高いので、ほかの人に頼みますから」という駆け引きもあると思います。

でも、そう単純にはいかないし、「やはり基準がほしい」ということで、受託者・委託者両者の中間的な立ち位置で、標準額を策定している訳です。

残る協議も、今月と来月の2回になりますので、よろしく願います。

さて、本市の標準額ですが、平成22年から約10年以上、改定せずに同じ価格でやってきましたが、前回の協議において、令和4年については、5つの作業項目を改定したという経緯があります。

請負労働作業は、育苗、畔ぬり、もみ摺、もみ摺・色彩選別機の同時作業の4項目です。

この4項目については、前回の協議でもお話ししましたが、今回は改定せず、状況を見守るということによろしいですかね。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長) では次に、前回の協議から持ち越しとなった「ドローンによる防除」ですね。

ドローンについては、そろそろ標準額の設定を考える時期であるということで、JAが示している価格もあるので、その辺りも含めて1反歩当たりいくらしたら良いかということで、前回は協議しました。

値段については、今回の協議で改めて決定することにしたのですが、JAが示している価格が税込みで1,650円。

税抜きだと、1,500円です。

ほかの農業委員会も、これと似通った金額になっているようですが、この1,500円という価格設定について、何かご意見はございますか。

ドローンによる防除も、機体の大きさや圃場の形状などによっては、当然価格が変わってもいいのではないかと思います。通常の圃場で1,500円というのを基礎にするのが一番良いのではないかと。

これについては、皆さんから決を採りたいと思います。

「ドローンによる防除」を作業項目として新規設定するというところで、価格は「税抜き、薬剤費別で1,500円」ということでよろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長) それでは、「ドローンによる防除」について、「税抜き、薬剤費別で1,500円」ということで、標準額の新規設定をすることとします。

18番
鈴木(義)
委員 会長、すみません。
ドローンについて、JAが示している条件として、「5反歩以上」となっているので、同じく条件に入れた方がいいと思います。
5反歩未満の場合は、別途調整ですね。

議長
(草野会長) 摘要欄に、「薬剤費は別途、50アール以上の作業の場合」と記載するというので。

18番
鈴木(義)
委員 そうですね。

議長
(草野会長) ありがとうございます。
参考にさせていただきます。

議長
(草野会長)

次に、「溝切り」に移ります。
アンケート調査の中で、「溝切りを入れてほしい」という意見が、受託農家の方から2件出ております。
先月の協議でも少しお話ししましたが、私の周りでは、溝切りは自分が持っている機械でやっている人がほとんどで、誰かに頼むという話はあまり聞かない。
ひどい湿田であれば、溝切りをしなければならないとは思いますが、多少の湿田なら、コンバインで少しでも楽に刈ってもらうために、早く水を落とすなどの努力をしないと、刈る人が苦勞するということになりますよね。
新しく標準額を設定するかどうか、判断に悩むところですが、皆さんから何かご意見ございますか。
どうしても溝切りは入れたい、入れてほしいというご意見があれば、参考にしたいと思いますが。
坂本委員、溝切りはやっていますか。

20番
坂本委員

議席番号20番、坂本です。
溝切りはやっておりません。
これについては、この中で溝切りの機械を持っている方、溝切りを受託している方から意見を聞いた方が早いかと。

議長
(草野会長)

そうですね。
今の坂本さんのお話だと、溝切りはやっていないとのことでした。
委員の皆さんの中で、溝切りの機械を持っていて、作業を頼まれたという方はいますか。

18番
鈴木(義)
委員

18番、鈴木です。
これは私の地区から出た意見で、乾田が多い地域では溝切りをしなくても全然構わないと思いますが、軟弱地盤で泥濘（注：ぬかり）が強い田んぼで作っているところでは、溝切りは必須になっているとのことで、私がアンケート調査を行った受託農家さんの話では、「やらないと刈り取りが後々大変になるので、今まで溝切りを無償で行ってきたが、できれば標準額を設定してほしい」ということでした。
私も溝切りの機械は持っておらず、作業を行っている訳ではありませんが、今まで無償で作業してきたという話を伺って、このままではかわいそうだなと思ひまして、溝切りの受託希望額を聞いたところ、「細長い田んぼもあれば、真四角の田んぼもあるし、暑い時期に作業するので、できれば1時間当たり3,000円ぐらいかな」という

18番
鈴木(義)
委員

のが要望の趣旨ですね。
ほかの市町村でも標準額を示しているところもありますし、とりあえず今回は見送るとしても、あと1年ぐらい様子を見て、標準額を設定する方向で検討してはどうかと考えました。

議長
(草野会長)

後の雇用労働作業のところで触れますが、例えば水田作業の機械作業、現在は1日当たり10,000円、時給に換算すれば1,250円になっておりますが、仮に溝切りの標準額を設定する場合、これを参考にして決めるのも1つの手段だと思います。

ただ、受委託の対象として一般的なのかどうか、もう少し検証する必要があると思いますので、次年度の協議において再検討するというところでよろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

ありがとうございます。
では今回、溝切りの標準額設定は見送ることとし、次年度の協議において再検討します。

次に、「圃場が遠い場合の機械の搬送代」に移ります。

これについては、先ほどの事務局説明の中で、金山町が基本料金10,000円プラス1キロメートル当たり600円として、作業項目設定を行っているとのことでした。

そういう状況ですが、農作業との関連性はあるものの、これは直接的な農作業ではありません。

搬送代となると、搬送する距離や搬送の状況によって全てが変わってきますし、道路運送法との兼ね合いも問題になってくる。

前回の協議で、「出張費」との話もありましたが、他市町村の状況を見ても、これは当事者間で調整するものではないかと思っておりますので、作業項目としては設定しないという方向でよろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

ありがとうございます。
今回、機械の搬送代については、標準額設定をしないこととします。

これで、前回の協議からの持ち越し分が終わりましたので、請負労働作業の水田耕起から現在の標準額の確認・検証を行っていきます。

まずは、水田耕起のロータリー耕、現行は5,800円ですね。

事務局 (浅川)	はい、ロータリー耕は5,800円です。
議長 (草野会長)	アンケート調査の結果、「適当である」との回答が、委託側が28件、受託側が19件、農業委員が15件でした。 「安い」という回答は、当然受託側が圧倒的に多い。 この辺りについて、皆さんから何かご意見ありますか。
12番 生田目委員	議席番号12番、生田目です。 これは、水田耕起のみにかかわらずですが、燃料費の高騰の件でお伺いします。 燃料費の高騰分を上乗せするかどうかで、この標準額が変わってくると思いますが、その点について、どのようにお考えになるのかお聞きします。
議長 (草野会長)	燃料費の高騰については、ここ1年の物価高と併せて、非常に悩ましいところです。 この時期に乾燥機を使えば、当然灯油代が高く付きますし、ロータリー耕でトラクターを使えば、軽油代が嵩む。 燃料費については、価格が一定でなく、常に上下変動するので、具体的に「燃料費が上がったから、標準額をいくら上げます」ということは、恐らく今までやってこなかった。 「例えば将来的に燃料費が下落したら、標準額も引き下げるのか」という問題もありますので、そういったことを勘案して、私個人としては、燃料費の高騰分は当事者間での調整による上乗せが望ましいのではないかと考えています。 この辺りについては、更にご意見あれば伺います。 燃料費の件は、非常に悩ましい。 ただ、これについては、助成策を国がどの程度まで考えているのかもまだ読めない状況ですからね。 肥料に関しては、「高騰分は補助する」という流れではありますが。
20番 坂本委員	そのことについてですが、この「昭和48年、昭和63年から平成26年までの雇用労働作業と請負労働作業の標準額の変遷について」という資料によると、例えば平成2年、平成3年頃と今のロータリー耕の労賃を比べると、100円しか上がっていません。 その当時、私は高校生でガソリンスタンドのアルバイトをしていましたが、その頃の軽油が70円するかしないかで、今の軽油価格はその倍以上です。

20番
坂本委員

それなのに、労賃が100円しか変わっていないのであれば、むしろ労賃を引き上げるなら今かなと思います。

極端に引き上げると、受託側も委託側も色々と負担がありますので、引き上げるとしてもプラス200円で6,000円くらいかなと思います。

これは、労賃標準額全体に言えることですが、
以上です。

議長
(草野会長)

ありがとうございます。

同じ農作業でも、油を使うものと使わないもの、油を使う作業の中でも、油を使用する量がそれぞれ違いますね。

乾燥機などは、特に油を使う。

坂本委員、今の意見はロータリー耕の10アール当たり、現行で5,800円に対し、6,000円が妥当ではないかということですね。

20番
坂本委員

はい。

これは、どの農作業にも言えることですが、油代が平成のバブル期と比べて、倍から100円増しぐらいになっていますので。

議長
(坂本委員)

例えばロータリー耕と代かきでは、代かきの方が燃料を食わない。確かに、ロータリー耕は油を食う農作業だと思いますが。

坂本委員から、ここまで燃料費が高騰している以上、やはり対応すべきだという意見が出ました。

藁谷委員、大きく農作業されている立場として、何かご意見ありますか。

6番
藁谷委員

6番の藁谷です。

結局、「1反歩当たり燃料を何リッター食うか」です。

それを原価計算しないと、解決しないと思います。

だから、もしも燃料費の高騰分を労賃に反映させるのであれば、その辺りの原価計算を受託側・委託側、お互いにやってみて、そして出すのが正当なやり方だと思います。

議長
(草野会長)

燃料費の高騰分を正確に反映させるのであれば、藁谷委員が言ったような方式でやるのが当然ですが、それを全ての作業項目でやった場合、非常に膨大な作業量になる。

ただ、これは初めに言いましたが、「私としては、5,800円ではロータリー耕をやれません」ということで、6,000円をもらうのは何も駄目ではない。

議長
(草野会長)

「標準額は5,800円だけど、燃料費が高騰しているんで、せめて6,000円はいただきたい」ということを主張してもいいし、その結果、「うちでは6,000円は出せないから、ほかの人に頼みます」となることも十分あり得る。

これは、あくまでも「“目安”としての標準価格」であり、「“この金額でやりなさい”という絶対価格」ではない。

それに、今は微妙な時期で、令和4年から5年にかけて、油代がどうなるか、先が読めない。

「“目安”としての標準価格」を決定するのに、煩雑な原価計算まで行う必要があるかどうか。

ですが、こういった協議の場でもあるので、皆さんで考えてもらっております。

この辺り、どうでしょう。

やはり引き上げるべきですか。

18番
鈴木(義)
委員

18番、鈴木です。

先ほど会長からもありましたが、例えば、今回一律200円引き上げたとした場合、もしも燃料費が下がったら、標準額もまた下げるのかという話になることを、私も一番危惧しております。

ですので、燃料費の高騰については、他の市町村を参考に「当事者間で十分調整してください」といった文言を入れたうえで、更に高止まりが続くようであれば、次回以降に一律100円、200円引き上げる対応にしてはどうかと思います。

6番
藁谷委員

6番、藁谷です。

その下のプラウ耕についてですが、結局はロータリー耕もプラウ耕も、爪の減り方は反別1セットで大体同じですよ。

作業は、プラウ耕の方が早いですけれども。

その辺りのことも、考えなくてはいけない。

議長
(草野会長)

プラウ耕、現在の標準額は7,000円ですね。

ロータリー耕とプラウ耕を同額にするということですか。

確かにプラウ耕の方が、意外と負荷がかからなかったりするかもしれないですね。

12番
生田目委員

議席番号12番、生田目です。

ただ、プラウ耕に関してですが、ロータリー耕と比べると耕深がかなり深いです。

それと、石に当たった場合の摩耗や破損などの問題もありますの

12番
生田目委員

で、若干高めの設定は良いと思います。

議長
(草野会長)

生田目委員、プラウ耕は受託していますか。

12番
生田目委員

いいえ、機械は持っておりますが、受託はありません。

議長
(草野会長)

なるほど、分かりました。

それでは、まず燃料費の高騰への対応について、整理したいと思います。

これについては、受託側の負担感が、以前よりも増しているのは事実ですので、ほかの市町村を参考に、「当事者間で十分協議のうえ調整してください」との文言を欄外に表記し、今後も高騰が続いた場合は、次回以降に標準額の引き上げを検討する。

この方向でよろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

ありがとうございます。

それと、水田耕起のロータリー耕とプラウ耕ですが、とりあえずは令和4年の標準額、5,800円と7,000円を踏襲するということがよろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

代かきに関してですが、現行の6,700円を据え置く。

田植についても、現行の6,500円を据え置く。

とりあえずは、この方向でよろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

防除に関してですが、現行の標準額は、薬剤費別で1反歩当たり900円です。

防除についても、今はやり方が色々変わっていますよね。

それほど広くない範疇であれば、ミスト機でやりますが、30アールや50アールぐらいとなると、ミスト機では厳しいので、当然ドローンなどの出番になる。

議長
(草野会長)

後は、田植と同時に除草剤を散布するとか、カメムシ対策とかです
ね。

今回、寄せられた要望・意見をもとに、「ドローンによる防除」を
新規で設定したので、ドローン以外のミスト機などを使った防除に
ついては、現行の900円を据え置く方向でよろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

あぜ草刈に関してですが、現行の標準額は、1時間当たり3,000円
です。

これは、背負い式の刈払機ではなく、あくまでも自走式草刈機、
前後左右に刈っていく機械を使用する場合ということで、こちらに
ついては、現行の標準額を据え置く方向でよろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

次に、バインダーによる稲刈です。

こちらについては、「作業項目から削除してはどうか」との意見が
寄せられており、先日の役員会でも、「受委託の対象としてのバイン
ダーの需要は、ほとんどないのではないか」との話になりました。

どうしても自然乾燥にこだわる方は、頼んでまでやることはまず
ないと思いますし。

自分でバインダーを使って、稲刈りをする人はまだいるでしょう
けれど。

そういう状況なので、「そろそろバインダーは、カットしても良い
のではないか」というのが、役員会での意見でした。

その辺り、何かご意見ございますか。

なければ、バインダーによる稲刈は、標準額表から削除するとい
うことで、よろしいですかね。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

次は、ハーベスターによる脱穀です。

こちらについても、バインダーと同じく「作業項目から削除して
はどうか」との意見が寄せられております。

バインダーで刈った後、自然乾燥してハーベスターで脱穀という
ことで、バインダーと脱穀はセットですよ。

ハーベスターによる脱穀も、役員会で「受委託の対象としての需
要は、ほとんどないのではないか」という話になったのですが、そ

議長
(草野会長)

の辺りはどうですか。

2番
四家(誠)
委員

議席番号2番、四家誠です。
以前の話ですが、バインダーは自分でやったものの、脱穀作業ができないということで、コンバインでの脱穀を頼まれたことがありました。
ですので、脱穀は残しておいた方がいいのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

議長
(草野会長)

自分で稲刈したものの、ハーベスターが壊れてしまったなどの理由で、脱穀だけ頼みたいという需要があったとの話ですね。
バインダーと脱穀をセットで考えるか、または分離して考えるか。

15番
新妻(信)
委員

議席番号15番、新妻信夫です。
需要が1件や2件であれば、いっそのこと削除してはどうですか。

議長
(草野会長)

ただいまの四家さんのお話は、ハーベスターに代わってコンバインで脱穀したということで、臨機応変に対応したと。
一方で、新妻さんの意見は、四家さんの事例はかなり限られた話だろうから、それなら脱穀は削除してはどうかとのことでした。
どちらも貴重なお話でしたが、令和5年については、とりあえず脱穀を削除して、次回のアンケート調査を通じて様子を見るということで、どうでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

では、そういう方向でお願いします。
次はコンバイン、刈り取り・乾燥・運搬の3セットです。
3つの作業を全て請け負ったときに、28,000円となっておりますが、ほかの市町村との違い等を含めて、標準額の設定について、何かご意見ございますか。
ちなみに、関連する作業のうち、前回はもみ摺、もみ摺と色彩選別機の同時作業をそれぞれ50円、十何年ぶりに引き上げております。
特に意見がなければ、現行の標準額を据え置きたいと思いますが、いかがですか。

12番
生田目委員

議席番号12番、生田目です。
要望の中で、「倒伏や湿田の刈り取りに関する数字的な指針がほしい」というものがありました。
今回の令和5年分に出すのが難しいようであれば、次年度の協議に持ち越しでも良いのですが、ほかの市町村であったように、「倒伏の度合いによって何%増し」といった指針、いわき市でも同じような指針の作成を進めていただけたらなと思っております。
今回、うちの近くのライスセンターさんで、まるで代かき後のようなドロドロになった田んぼを刈り取りした方がいらっしゃいまして、見ていて大変かわいそうになりました。
ああいった状況で、倒伏や湿田に関する割り増しの指針がないと、どう値段を付けたらいいのか判断に迷うと思います。
勿論、倒伏の度合いもありますし、湿田の度合いもあります。
そういうものに関する指針を、これから作っていただければなと思っております。
以上です。

議長
(草野会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。
役員会の中でも、「今年は倒伏田が非常に多い」という話が出まして、私の知り合いの受託農家さんも、そんなに広くはない倒伏田で、倒れていなければ、通常午前中で刈り取れるのに、今回は丸一日かかったと言っていました。
私の周りでも、「本当は5割増しの金額をもらいたいところだけど、さすがに5割増しは請求できないから、その辺りは当事者同士で臨機応変に決めている」といった声が出ていました。
役員会では、「既に指針を示しているほかの市町村の状況を確認する必要があるので、欄外に“倒伏の程度が著しい場合は、当事者間で十分協議のうえ調整してください”と表記し、指針の作成は次年度の協議の際に再検討する」という話になりました。

24番
蛭田(元)
委員

会長、ここは会津若松市が示している指針を紹介してはどうか。

議長
(草野会長)

会津若松市の指針ですね。
浅川主査、お願いします。

事務局
(浅川)

前回の総会でお配りした、「県内他市町村における令和4年農作業労働賃金標準額の策定状況について」という冊子の21ページと22ペ

事務局
(浅川)

ージが会津若松市の標準額表になっております。
資料をお持ちの方は、21ページをお開きください。
会津若松市の指針、「倒伏程度における倒伏田刈取の割増」ですが、
倒伏率100%の場合は、100%割増。
倒伏率50%の場合は、50%割増。
倒伏率30%の場合は、30%割増。
ただし、会津若松市の場合は「倒伏程度・圃場条件ごとに作業時
間の調査を行い、割増率を設定しています」と記載されております
ので、きちんと調査をして、倒伏の場合の割増率を設定しているよ
うです。

2番
四家(誠)
委員

議席番号2番、四家誠です。
これを見て思い出しましたが、農協からの回覧に、こういった倒
伏の割増料金を設定している項目がありました。
私も以前、倒伏田の刈り取り作業を受託した際、それを参考にし
て割増料金を請求したことがあります。
そういったものを参考にしてはどうでしょうか。

議長
(草野会長)

ご意見ありがとうございます。
JAが出しているものの中に、倒伏の割り増しを設定している項
目があるとのことで、こちらも併せて今後の参考にしたいと思いま
す。
こちらについては、役員会で出た話のとおり、欄外に「倒伏の程
度が著しい場合は、当事者間で十分協議のうえ調整してください」
と表記し、指針の作成は、次年度の協議の際に再検討することとし
て、よろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

金額については、現行の標準額を据え置く方向でよろしいですね。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

次に、畑作業の耕起ですね。
これは、ロータリー耕だと思いますが、水田作業のロータリー耕
が5,800円で、畑作業は5,600円になっております。
どちらも反アール当たりです
200円違いますが、これについてはどうでしょう。

20番
坂本委員

議席番号20番、坂本です。

だいぶ前から思っていたのですが、「畑作業の耕起と水田作業の耕起、金額に差を付ける必要があるのか」ということです。

標準額が200円違う訳ですが、言い方が悪いかもしれないけれど、「別に田んぼは、適当に耕起してあれば良い」という感じです。

意外と重要視されるのが、「畑で草にならない程度のちょっとしたロータリー作業」や「定植前又は播種前のきっちりとした畑のロータリー作業」。

ロータリー作業によっては、作業速度も全然違いますので。

以上です。

議長
(草野会長)

なるほど、貴重なご意見ありがとうございます。

そうなると、畑作業の耕起を200円引き上げ、水田耕起のロータリー耕と同額の5,800円にするのが望ましいということですね。

こちらについては、今回は保留にして、来月の協議で結論を出しましょう。

次は、果樹園作業の薬剤散布、スピードスプレーヤです。

これに関しては、私も無知の部分がありますので、現行の標準額が妥当なのか、何とも言えないところです。

ここにいる委員の中で、スピードスプレーヤをやっている方は多分いらっしやらないと思います。

現行の標準額は2,500円で、「安い」と意見したのが、受託農家が3件、農業委員が2件でした。

24番
蛭田(元)
委員

「適当」との回答は43件なので、割合としてはだいぶ多いですね。

議長
(草野会長)

果樹園作業をやっている人に直接聞くのが、一番いいのでしょうか。

こちらについても、今回は保留にして、来月の協議で結論を出しましょう。

それから、トラクターモアによる草刈です。

比較的新しい作業項目で、トラクターを使う以上、油代がかかるとは思いますが、現行の標準額の7,000円を据え置く方向でよろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

ありがとうございます。
ここからは、雇用労働作業の確認・検証に入ります。
まずは、水田作業の手作業です。
こちらについては、「水田作業の手作業とは何か」というところから、確認したいと思います。
今は、手で植えること自体がまずないですね。
あるとすれば、残った四隅や植え直しなどといったところでしょうか。
中根委員、水田作業で何か手作業をしたことがあれば、お願いします。
現状は、どういった感じですか。

19番
中根委員

19番、中根です。
我が家でも、手作業は角部と、中に入っただけの植え継ぎぐらいですね。
植え直しする機会はないです。

議長
(草野会長)

ありがとうございます。
今は、そういった状況ですよ。
もう1つ、水田作業の機械作業ですが、後ろに“機械持参”と付いており、これは「機械を持ち込んで作業してくれ」という意味になっております。
水田作業の機械作業、皆さんはどう捉えていますか。

6番
藁谷委員

草刈機でしょうかね。

20番
坂本委員

この“機械持参”についてですが、先ほどの協議で次年度への持ち越しとなった溝切りの場合は、機械持参で1時間当たり3,000円にする。
要は、あぜ草刈などと考え方を合わせた方が良いのではないかと、個人的には思っております。

議長
(草野会長)

その他、ご意見ございますか。

12番
生田目委員

すみません、議席番号12番の生田目です。
今、坂本委員がおっしゃった機械の持ち込みについてですが、刈払機の場合、ホームセンターですと価格は20,000円台、大体は30,000

12番
生田目委員

円台から、高いものと100,000円を超えます。

これが背負い式になりますと、更に価格が上がります。

持ち込みの場合は、機械代に相当する部分が一番重点を置かれるところだと思いますので、「機械持参で1日当たりいくら」という特出しは、しない方が良いのではないかと思います。

持参する機械によっても、価格が全然違います。

ちなみに、刈払機は今言った値段ですが、溝切り機に関しては、大体は120,000円から200,000円、高いもので300,000円します。

そういった値段差がありますので、仮に同じ値段での作業となると、場合によっては小遣い稼ぎ程度にしかならないということもありますので、そこをお考えいただいて、別途話し合いで機械代相当分を持ってきた方が良いのではないかと思います。

要するに、標準額として示すのは、あくまでも作業代に相当する部分とし、機械代に相当する部分は当事者間で話し合って決めてもらうということです。

それが難しい場合、新たに作業項目として追加するという形がいいのではないのでしょうか。

24番
蛭田(元)
委員

これは、役員会で出た意見ですが、水田作業と山林作業の機械作業について、“(機械持参)”の文言を消す。

では、「機械作業とは何か」と言えば、例えば大きな農家へ農作業の手伝いに行き、トラクターやコンバインのオペレーターをやった場合などです。

そういった場合、この標準額ではどうかということです。

そのうえで、手作業と機械作業の分類は残す。

要するに、水田作業・山林作業ともに、機械作業の“(機械持参)”の文言を消して、標準額として示すのは、作業代に相当する部分にしましょうということです。

以上です。

議長
(草野会長)

他市町村の場合、「機械オペレーター」という項目表記になっているところもあります。

ただ、いわき市では、オペレーターに限定せずに意味を広く取ろうということで、項目名の機械作業は残そうと。

この辺り、どうでしょうか。

12番
生田目委員

補足意見になりますが、“(機械持参)”の文言だけを消した場合、蛭田職代から話があった「機械作業とは何か」という定義が、紙面だけでは伝わらないと思いますので、何らかの形で“オペレーター”

12番
生田目委員

という文言は追加した方が良いと思います。

議長
(草野会長)

ありがとうございます。
いただいたご意見については、次回の協議までに整理いたします。
水田作業と山林作業の標準額についてですが、それぞれ現行のまま据え置き、水田作業の手作業が7,000円、水田作業の機械作業が10,000円、山林作業の手作業が9,000円、山林作業の機械作業が12,000円ということで、よろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

それと、先ほどの浅川主査の事務局説明でもありましたとおり、雇用労働作業の畑作業については、新しい最低賃金を下回っておりますので、引き上げる必要があります。

これについては、水田作業の手作業の標準額と合わせる形で、現行の6,700円から300円増の7,000円に引き上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

最後に、果樹園作業の整枝剪定と果樹一般作業についてです。
先ほどのスピードスプレーヤと同じく、ここにいる委員の中で、果樹園をやっている方は多分いらっしゃらないと思います。

ちなみに、アンケートの結果を見ると、「適当」との回答が大半を占めております。

こちらについては、ひとまず現行の標準額、整枝剪定が10,000円、果樹一般作業が7,000円を据え置くこととし、次回の協議までに何か異論が出た場合、再度検討するというところで、よろしいですか。

【「はい」との声あり】

議長
(草野会長)

ありがとうございました。
これまで、8月総会から3回にわたって協議したことになりますが、次回の11月総会で大体決定するというところで、よろしくお願ひしたいと思います。

長くなりましたが、以上で、「令和5年農作業労働賃金標準額について」の協議は終了します。

皆さん、お疲れ様でした。

議長
(草野会長)

次に、その他に移ります。
まず、事務局から何かありますか。

【資料3】令和4年度農地利用意向調査の実施について

⇒ 上記資料に基づき、趣旨を説明した。

【資料4】農業者年金加入状況・受給状況（令和4年10月1日現在）

⇒ 上記資料に基づき、趣旨を説明した。

【資料5】令和4年度前期農業者年金加入推進活動計画・農業者年金加入推進対象者名簿（注：名簿については、「取扱注意」指定）

⇒ 上記資料に基づき、趣旨を説明した。

【資料番号なし】パンフレット「農業者年金制度と加入促進（2022年度版）」

⇒ 上記資料を配付した。

【白いレジ袋で配付】農業者年金加入推進のためのグッズ（使い捨てカイロ）

⇒ 上記資料を配付した。

議長
(草野会長)

ほかに、委員の皆様から何かございますか。

【「なし」の声あり】

議長
(草野会長)

特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第18回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第4号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について	原案のとおり可決
第5号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
第6号	農地等の競落について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	19 中根 まり子

6 本総会の閉会時刻

午後4時39分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

13 菅野 綾

15 新妻 信夫

【議事録署名用紙（議長用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 9 日

議長

草野 左一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 10 日

議事録署名人 菅野 綾

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 11 日

議事録署名人 新妻信夫 